

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月26日(火) 14:04~15:00

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	雄二
	2番	西江	正
	5番	知念	順司
	6番	大城	進
	7番	大城	貴子
	8番	東江	良和
	9番	玉城	正芳

推進委員		玉城	政和
		並里	茂明

計8名

欠席委員	3番	知念	正和
		儀間	徹

計2名

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第4号 農用地利用意向調査について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長	<u>大城 篤</u>
主事	<u>崎濱 秀太</u>

令和元年第 10 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和元年第 10 回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員 9 名中 8 名、農地利用最適化推進委員 3 名中 2 名参加しています。

議長 只今、事務局より報告のあったとおり、農業委員総数 9 名中 8 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。
それでは議事に入ります。

議長 日程の第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。委員に 7 番大城委員。8 番東江委員を指名致します。

日程の第 2 「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局から説明致します。「議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について」。敬称略します。No.1 譲受人●。譲渡人●。経営面積の方が 35,478 m²。申請地の方が●。面積が 1,399 m²。同じく●。面積が 162 m²。同じく●。面積が 1,151 m²。合計で 2,712 m²。坪にしまして 820 坪。こちらは後継者に農地を譲るという事で贈与になります。

No.2 譲受人●。譲渡人●。譲受人の経営面積が 24,061 m²。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積 828 m²。目的が所有権移転で坪単価が 10,000 円になります。続いて申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積 7,375 m²。坪 2231 坪。坪単価が 2,241 円。500 万の所有権移転売買になります。こちらは経営規模の拡大になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし。進行をお願いします。

議長　　これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員　異議なし。

議長　　異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長　　有難うございます。

議長　　日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長　　議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。
No.1 譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積2,775㎡。転用面積も2,775㎡。転用目的が●です。また所有権移転売買で坪単価の方が26,678円になります。此方は●ですので、不動産鑑定を入れての坪単価になります。次に「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書」についてご説明します。農地区分、第3種農地。農地区分の判断理由「申請地は街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているので第3種農地に該当する」ということです。その下、検討事項の1番「転用の区分と転用目的」が適当。次に2番「資力及び信用」が適当。3番「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無」がなし。4番「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」が確実。5番と6番飛ばしまして7番「計画面積の妥当性」は適当。8番を飛ばしまして、9番「周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無」がなし。次に意見決定の理由としまして「当該申請地は●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域化から除外された地域で公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、転用については適当と認める」。という意見を付して提出したいと思えます。次にその下の総合意見が「許可相当と認められる」となっています。以上です、宜しくお願いします。

議長　　只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番　　休憩をお願いします。

議長　　休憩します。（14：14～14：21）

これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

会長 日程の第5、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」。を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」。No.1、譲受人●。譲渡人●。譲受人の経営面積が16,833㎡。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積2,791㎡。こちらは所有権移転の売買になります。坪単価が3,200円。2,700,800円になります。次にNo.2、譲受人●。譲渡人●。譲受人の経営面積が15,609㎡。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積が429㎡。こちらも所有権移転売買になり、65万円。坪単価が5000円となります。次にNo.3、譲受人●。譲渡人●。譲受人の経営面積が9,852㎡。申請地が●。面積が613㎡。同じく渡り地原1536番の1。面積2,839㎡。2筆とも登記地目、畑。現況地目、畑で合計面積が3,452㎡。此方も所有権移転売買で300万。坪単価が2,874円となっています。以上、3件とも担い手の利用集積に係る規模拡大となっております。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

議長 休憩します。(14:25~14:32)

再開致します。議案第4号「農用地利用意向調査について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第4号「農用地利用意向調査について」。上記の件について、令和元年11月18日、19日、20日に実施した農用地利用状況調査により、別紙の農

地を遊休地として認定し、土地所有者に対して農用地利用意向調査を実施してよいか可否の意見を求めます。別紙のとおりですね、現在74筆の遊休農地が上がっています。去年の利用意向調査の結果を元に回ったもので、60番から下については、この場で検討して調査するかを決めたいと思います。宜しくお願いします。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 休憩します。(14:34~15:00)

再開致します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

議長 これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。令和元年第10回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15:00

署名

会 長 玉城 増生 印

7 番 大城 貴子 印

8 番 東江 良和 印